## 安心・安全な海岸を維持するための方策を求める意見書

令和2年5月27日付で神奈川県生活衛生課から「海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」が示された。三浦市においては、このガイドラインを遵守しての安心・安全な海水浴場の維持・管理は難しいとの判断から、令和2年度においては市内5カ所の海水浴場すべての開設中止が決まった。

このことにより、地域経済への大きな打撃が予想されるとともに、海岸利用者のマナー低下が懸念されている。また、海水浴場が開設されなくても、海岸には多くの来遊者が集まることが想定されるため、感染予防策をはじめとした安全対策が急務である。

よって、神奈川県におかれては、海岸管理者として次のことに取り組まれるよう強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として、多くの来遊者により「密集」・「密接」・「密閉」の状態が生じ、感染リスクが高まることがないよう 措置を講じること。
- 2 遊泳者等の水難事故防止策を講じるとともに、各自治体において警備員 やライフセーバーなどの設置ができるような財政支援を行うこと。
- 3 水上バイク・プレジャーボート等のマリンスポーツに関する安全対策を 関係機関と協議し、実施すること。
- 4 飲食、バーベキュー、花火等のごみの不法投棄への対策を講じること。
- 5 海岸における飲酒・受動喫煙防止対策を講じること。
- 6 海岸及び周辺地域における公衆の衛生、危険防止及び秩序の保持がなされるよう措置を講じること。

令和2年6月11日

三浦市議会議長 草 間 道 治

意見書提出先県知事